



**働くもののいのちと健康を守る
全国センター**

JCHS

全国センター通信

毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
 〒113-0034
 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 発行責任者：岩永千秋
 Tel (03) 5842-5601
 Fax (03) 5842-5602
 http://www.inoken.gr.jp
 e-mail: info@inoken.gr.jp

交流し、学習し、高めあった裁判学習交流集会

事例と経験をもちより、100人が集う

働くもののいのちと健康を守る全国センターは2月10、11の両日、大阪市「エル・おおさか」でのちと健康をめぐる裁判学習交流集会を開催しました(写真)。全国センターとしては初めての開催で、全国各地から100人が参加しました。

岩永千秋事務局長は、「裁判学習交流集会」の獲得目標を、裁判闘争の事例交流を通し、「健康で働くこと」(労働時間短縮、年休の取得、休む権利の行使)や裁判闘争の持つ意味を考える機会にする、裁判・認定闘争での勝利を過労死・過労自殺を生まない職場、社会の実現へと結び付けていくことにあると述べました。そして、「交流集会」のスローガンを「交流・学習・高めあい」としたと報告。

田村昭彦副理事長は、全国センターがまとめた「認定基準の改定に向けた政策制度要求」の基本的立場として、①ILO条約などの国際基準を基に検討されたこと、②非正規労働者や自営業者を含むすべての労働者を対象としてきたこと、③被害者の補償とともに予防を重視してきた、と述べました。

理念の高らかな宣言

岩城穰弁護士は記念講演で、判例の輝けるリーディングケースとなった勝訴判決として、企業の安全配慮義務違反を断罪した電通事件最高裁判決(2000年3月24日)と経営者に「自社の労働者の至高の法益である生命・健康を損なうことがないような体制を構築」することを求めた大庄事件(「日本海庄や」チェーン)大阪高裁判決(2011年5月25日)の二つの判決をあげ、理念の高らかな宣言であるとその重要性を強調しました。

岩城氏は、「過労死防止基本法」制定の特別の意義について言及し、100万人署名への協力を呼びかけました。

教訓に満ちた6つの特別報告

特別報告として、「マツヤデンキ過労死事件判決



の意義と今後の課題」(弁護士 森弘典さん)、「ニコン派遣社員・上段勇士さん過労死自殺事件の争点と最高裁判決の意義と課題」(元JMIUニコン支部委員長 多田康弘さん)、「京都市教組超勤訴訟の争点と一審、二審判決の意義」(京都市教職員組合副委員長 中野宏之さん)、「過労死企業名情報公開訴訟の意義と過労死防止基本法制定の取り組み」(過労死企業名情報公開訴訟原告 寺西笑子さん)、「大阪泉南アスベスト国賠訴訟の現状と闘いの焦点」(大阪泉南アスベスト国賠弁護団事務局長・弁護士 鎌田幸夫さん)、「石橋職業がん認定闘争の意義」(化学一般労連中央執行委員長 堀谷昌彦さん)の6人の方から教訓に満ちた報告がありました。(記念講演と6つの特別報告は、季刊「働くもののいのちと健康」7月号で掲載予定)

「交流集会」二日目は、公務の職場、民間の職場に別れて認定・裁判闘争の分科会・分散会が行われました。

〈今月号の記事〉

第7回「いの健」地方センター交流会	2面
シリーズ 安全衛生活動の交流(第8回)	3面
第14回総会発言要旨	4面～5面
各地・単産 埼玉/北九州/民医連	
北海道/大阪	5面～6面
宣伝行動：過労死防止基本法、泉南アスベスト7面	
新「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」	8面

「いの健」地方センターはいのちと健康・権利を守る灯台

第7回「いの健」地方センター交流集會に52人

働くもののいのちと健康を守る全国センターは、2月12・13日大阪市「エル・おおさか」で第7回「いの健」地方センター交流集會を開き、21都道府県から52人が参加しました。

問題提起をした中林正憲事務局次長は、昨年の石川県センターの加入（再結成）で全国47都道府県の過半数を超え、佐賀県センターの直接加入によって25都道府県に地方センターが設立されたと語り、つづいて4月には愛媛県センターの結成総會が予定され、さらには兵庫県をはじめ九州、東北などで県センター結成の動きが広がっていると述べました。

活動を交流し、充実した地方センターをめざす

三つの分散会にわかれて活動の交流が行われました。

(写真) 分散会では、後継者の養成、県労連労働相談センターとの協力・連携、労働局交渉、医師、弁護士との連携、ホームページの更新などの宣伝活動、理事会への出席問題、専従者の配置や事務所問題、分担金減額申し入れなどの財政問題など様々な内容について交流されました。全国センターへの要望も出され、「各都道府県センターの労働局交渉の要請文と回答を集約して配布してもらいたい」「各センターのニュースを集め、何らかの形で情報提供してもらいたい」などが出されました。

2日目の全体会では、4氏から報告がありました。

京都職対連の芝井公事務局長は、22歳の青年の過労死裁判と自らの働き方をリンクさせるネットワークをつ



り、多くの青年の行動力を引き出している取り組みを報告しました。

関東甲信越地方センター連絡会の活動について埼玉センターの小滝勝也氏は、2000年3月から76回に及ぶ連絡会の取り組みにふれ、自らもこの會議に出て成長してきたと報告。

今年で23回目を迎える九州セミナーについて青木珠代事務局長は、セミナー準備のための学習企画に援助金を出し、九州各県で県センター設立に貢献したいと報告。

石川センターの馬渡健一氏は、職場や地域の健康実態調査から始めていきたいと述べました。

田村昭彦副理事長は閉会あいさつで、すべての都道府県でセンターをつくることは労働者、自営業者をふくめ働く人びとのいのちと健康・権利を守る灯台をつくっていく仕事だと語りました。

季刊 働くもののいのちと健康 冬季号 2012-1 No.50

■講演

- 職場におけるメンタルヘルス対策の問題点
産業医・労働衛生コンサルタント 阿部眞雄
- 筑豊じん肺訴訟最高裁判決の目線で泉南国賠訴訟大阪高裁判決を斬る
全国じん肺訴訟弁護団連絡会議幹事長 山下登司夫

■被災者・遺族・支援者の闘い

- ニコン派遣労働者（上段氏）過労自殺訴訟
原告代理人 弁護士 川人 博
- 労働安全衛生法改正について（案）
働くもののいのちと健康を守る全国センター理事会
- 総会宣言
働くもののいのちと健康を守る全国センター第14回総会

■連載

- 診察室から見た労働現場⑮
広島共立病院・健診センター長 青木克明
- essay 安全・健康・いのちより大切なものは？
全国センター副理事長 今村幸次郎

特集

安全衛生活動をすべての職場に根づかせよう

- 座談会 労働組合と安全衛生活動
佐伯かおり・山野井友和・永崎靖彦
仁平健治・井上久（司会）
- 単組の労働安全衛生活動
全国福祉保育労・くりのみ保育園分會
- 労働衛生活動を通し自立した労働組合活動を目指して
こうち生協労働組合書記長 中岡健太
- 健全会労働組合における労働安全委員会の取り組みについて
奈良・健全会労働組合
- 労働安全衛生法令の基礎と今日の安全衛生活動
全労働省労働組合中央執行委員 岩國眞一郎
- ILO187条約批准の重要性とその活用で、安全衛生活動の活性化をはかろう
（財）東京社会医学研究センター理事 村上剛志
- 小規模事業所での労働安全衛生活動の実態
編集部

■本と映画の紹介 3.11あの日のこと、あの日からのこと／救える死／学んで活かす／医者として（映画）

☞ご注文は地方センター、または全国センターへ
働くもののいのちと健康を守る全国センター

“ローアンの風” を岐阜県下に広げよう

岐阜県教職員組合（岐阜教組）は、全国でも珍しい小中・高校・障害児学校の統一した組合です。

2010年度、岐阜県の現職教職員の死亡は7人、病気休職者は132人で2007年の1.6倍となり、「いのちと健康を守る」ことは岐阜教組の活動の大きな柱になっています。

岐阜教組では2008年度より、「ローアンの風を岐阜県下に広げよう」のスローガンで取り組んできました。ここでは小中学校での取り組みを紹介します。

勤務時間の把握が100%の小中学校で実施

2011年4月から、県下の小中学校での勤務時間の把握が100%となりました。2009年10月の岐阜市で始まった「勤務時間の把握」は、1年半でやっと達成できました。その殆どはエクセルソフトによるものですが、2つの町ではタイムレコーダーによる記録がなされています。

岐阜市では、「休憩室を設置する学校ができた」「学校長より、なぜ勤務時間の記録が必要かの説明がなされた」「衛生推進者から、時間の記録の呼びかけがなされた」などの学校での具体的な動きが現れました。

学習+交渉=ローアン体制の前進

「ローアンって何?」「総括労働安全委員会?」初めて聞く言葉に戸惑う組合員。やはり学習無くして前進無しです。まずは、取り組みの進んでいる愛知県高等学校教職員組合から講師を招いて組合で学習会をしました。そして、学んだことを基に市教委、県教委交渉をすすめました。

岐阜市では、まず「労働安全衛生規定」を作らせました。次にエクセルで「時間把握ソフト」を作成しました。2010年からは、衛生推進者の研修会が始まりました。

ローアンを全県に広げるために、①組合の大会、会議での発言 ②組合連（県下5組合の連合体）での学習会 ③教研集会での「ローアン分科会」を開設しました。

県教委交渉では、「ノー残業デーの小中学校での実施」「勤務時間の把握開始」「総括安全衛生委員会の開催」の3つを主に要求してきました。その結果、2011年4月から全県での「ノー残業デー」「勤務時間の把握」が開始されたのです。



長時間勤務縮減で県教委との交渉

「超過勤務削減プラン」作成と総括安全衛生委員会の開催

「勤務時間の記録が始まっても何も変わらない」「賃金は減る一方なのに、仕事は全く減らない」との声が職場から聞こえてきました。2011年度、岐阜教組は県教育委員会交渉で全国の17道府県で作成している「超過勤務削減プラン」を至急作成することを要求しました。

教職員課が「ノー残業デー」「メンタルヘルス改善」の指導をする一方で、研修課や支援課は、研修や研究の指導の充実を迫っています。そこで、「岐阜県教育委員会として教師が子どもと向き合う時間を確保するために」ローアンの観点から「削減プラン」を作成し、実施することを迫っています。

同時に、岐阜教組の各支部で市町村教育委員会との交渉で「総括安全衛生委員会の開催」を要求し始めています。2011年には各務原市で、2012年度からは羽島市で総括安全衛生委員会の年3回以上の開催が決まりました。

職場での取組 ～教職員の声をローアンに～

岐阜支部のA小分会では、職場アンケートを基に年間2度の校長交渉を持ちました。そして年度末に学校行事の削減や見直しを計りました。またB小学校では、ベテラン教員は自分の得意分野で自主研修の講師を青年教員は、教職員の親睦の企画（スポーツや飲み会）をして「支え合う職場」作りを進めています。岐阜支部では、年度末のこの時期に、学校行事や週時程、学習指導計画の見直しをローアンの観点から取り組んでいます。

（岐阜県教職員組合岐阜支部 石樽亨造）

地域で働く人々の健康づくり学習交流会

開催日時 2012年3月17日（土）13時30分～17時
 場 所 平和と労働センター・全労連会館 参加費1000円
 講演テーマ 「地域・地域で働く人々の健康づくり」
 講 師 篠崎次男さん（日本高齢者連絡会顧問）
 民商、保健センター、土建、民医連などから特別報告を予定しています。

第14回総会発言要旨

前号(2月号)につづき第14回総会での発言要旨を紹介します。7人の方々です。

トンネルじん肺基金の創設にむけて

建交労千葉県本部 斎藤 龍一

全国トンネルじん肺根絶闘争の「基金制度」創設をめぐるとりくみについて報告します。現臨時国会においてはまだ法案が提出されていませんが、なんとしても基金創設にむけて頑張っていきたい。1989年に「四国トンネル裁判」を提訴して以来、1990年には函館地裁に道南じん肺裁判、1992年に三菱マテリアルを被告にした高裁勝利判決、1997年に全国トンネルじん肺補償請求団闘争で原告約1500人が全国23地裁に「あやまれ・つぐなえ・なくせじん肺」を掲げて提訴し、「あやまれ・つぐなえ」は獲得しました。残った「なくせ」を達成するために2002年から第1陣11地裁・原告723人が提訴。06年、07年に東京など5地裁で国の責任を認める判決を勝ちとり国との和解、粉じん障害防止規則の改正につながりました。このあと第2陣原告242人4地裁で全員和解。現在、第3陣原告274人が提訴してたたかっています。これからもご支援よろしく願います。



職業安定組織。完全にILO条約違反だ。教員の評価制度でユネスコ勧告の違反もあります。私は元日本航空の職員。長年築いてきた安全・安心の職場がなくなった。165人が整理解雇された。87号・98号条約の違反です。日航・稲盛会長は法廷で「解雇する必要性はなかった。だが約束したから。もの言う労働組合をつぶす」と。安全・安心の空という公共交通機関を守るのは、そこで働く労働者たちだ。裁判・署名などのご支援をよろしく願いたい。



専修大学は法律を守り、解雇を撤回せよ

化学一般労連全関東地本東京一般 高久信行

専修大学の原田大さんが頸肩腕症候群で10月31日をもって解雇されました。直ちに労基法違反で申告し、11月21日に「労基法19条違反であり即時撤回すること」との是正勧告が出ましたが、大学側がこの是正勧告書の受け取りを拒否し大学側と争っています。



裁判闘争をやると民事不介入で行政指導が棚上げされてしまうので、裁判はやらずに運動で大学側を追及していこうと思っています。

皆さんにお願いしたいのはFAXでの要請です。

メンタル不調は人ごとではない

パワハラ研究会 川口みゆき(個人会員)

20数年、被害者支援等をしてきました。パワハラ研究会を立ち上げて、当事者のための交流、講演会等を企画しています。不調でもないのに産業医に連れて行かれ「病気」として休職され、復職させずに自然「退職」させられた女性。メンタル不調は人ごとではありません。EAP関連の団体が経営者側の弁護士を講師に休職制度や復帰プログラムを使って、いかに解雇するか学習会をしています。行政も「問題社員の対処法」の使用者セミナーを開催しています。加害者が上の立場の人が多く。企業が問題解決できない。厚労省などは本人の回復のみに言及している。不調になった原因の解明の職場改善が重要です。働く人たちの命を守るとりくみを続けていきたい。



日本学術会議「提言」の活用をはかる

千葉センター 鮫島敏昭

日本学術会議の提言でILO条約批准の遅れを指摘しています。188条約中、日本は48しか批准していない。問題はすでに批准している条約が守られているのかどうかも問われています。81号条約の労働監督制度、88号の

第14回総会発言要旨 各地・各団体のとりくみ

泉南アスベスト国賠訴訟の勝利にむけて

大阪センター 伊藤泰司

12月3日に最高裁勝利に向けたスタート集会を開き、110人の参加をいただきました。

高裁判決は、かなり信念を持った裁判長であったことが明らかになっています。退官後関西大学の法科大学院で民法の教授をしていますが、大きな潮目が変わる背景があったと思います。

司法消極主義というか行政追随主義というか、そういう流れが司法の中に出てきたと思います。

2012年は焦点の年になると思います。3月28日の大阪2陣訴訟の地裁判決に始まり、建設アスベスト訴訟の神奈川、東京がおそらく年内に判決になると考えられます。尼崎が国とクボタを相手取った裁判、下手をすると大阪の2陣訴訟が控訴審になって、早く進めば来年中に判決になるかもしれません。その中で、最高裁の重い扉をどう開けるか考えていかなければなりません。その中でも泉南の2陣訴訟を勝つと言うことは、高裁の判決を覆す判決が地裁でもう一度出ることになり、大きな意味を持ちます。それと、世論を広げると言うことです。原発の被害者と連帯できないかなど考えています。泉南では全国で1008人の弁護士が上告代理人になってくれました。力にして頑張りたいと思います。



春と秋に学者講義会

山口労安センター 田村 務

先日、セメント工場で鄭州工事の前作業を担当されていて、そこで倒れて亡くなった方の労働保険審査会の公開口頭審理に出席しました。特徴は、基礎疾患で心臓の病気を持っておられる方だということです。「基礎疾患は自己責任」みたいな流れだったのですが、調べてみると4直3交代の勤務でした。また、3回、海外派遣されていました。夜勤が生体リズムに与える影響とこれの相関関係を見ていけば、これが大きな影響を与えていると考えました。今後どうなっていくか分からないが頑張っていきます。



春と秋に学習講演をやっています。2月にはメンタルの学習会を開きます。山口には5つの労働相談センターがあり年間400件の労働相談がありますが、うちメンタルの相談が50~60で、その比率が高くなってきています。

5つの労働相談センターでは研修と交流がありますが、今度、労安センターの代表が講師として参加します。そういう関係が出てきています。元は過労死当番を創立以来取り組んできたことから出てきたことです。今後ともそれを続けていきたいと思っています。

埼玉

「働くもののいのちと健康を守る学習交流会 in 埼玉」開催

埼玉センターでは、これまで、団体代表者による労働安全衛生交流集会などをおこなった経験がありますが、結成12年目に至り、新たに、講演と分科会などを組み立てて、広くだれもが参加できる県内集会（年1回）の開催に漕ぎ着けることができました。

趣旨は、埼玉県内におけるいのちと健康を守る活動の交流を恒常化し、団体・個人が結集することで、いのちと健康を守る活動の推進強化を図ることです。

12月10日、伊藤明生理事長の挨拶の後、埼玉会館の2室を会場に第1分科会「職場の労働安全衛生活動」では、入門講座として労働安全衛生アドバイザーの杉本正男さんが長年の現場実践を踏まえ、多くの事例を挙げながら講演を行い、その後大里総一郎さんのレポートをまじえ、職場の実践交流が行われました。第2分科会「職場のメンタルヘルス」では、入門講座を川口市教育委員会教職員カウンセラーの土井一博さんが担い、具体的な事案をとりまぜながら講演。以後の交流では、個別の質問に対して、適切かつ噛み砕いた講師のアドバイスが好評でした。埼玉での第1回学習交流会は、参加者が、参加してよかったと語り、課題を抱えつつも、今後の展望が見える集いとなりました。（埼玉センター 矢木 毅）

北九州

労働相談からみえる、北九州の働き方・働かされ方

第22回定期総会 & 学習企画

北九州労健連は昨年11月25日に第22回定期総会を43団体65人の参加で開催しました。

昨年は、3回の学習企画、①「復興にあたる労働者のアスベスト被害」等について②「ディーセントワーク・働きがいのある人間らしい労働…国際労働基準で考える」そして第3弾の学習企画として地区労連堀田事務局長を講師に総会とあわせて行いました。

ラブホテルに勤める労働者が、72時間連続して勤務し、家に帰れなかった事案。顔は真っ青で、72時間目で仕事をほったらかして、逃げ出して地区労連に駆け込んできました。10人の労働者が、地域ユニオンに加入しました。「72時間連続で働いていても、賃金は1日分ずつしかもらっていない。後の時間は全部サービス残業」ということで裁判をたたかって、最終的には、労働組合に会社が2,000万円近い和解金を払って解決した事案など生々しい民間中小企業労働者に対するさまざまな攻撃の実態を共有しました。労健連と地区労連が連携して、人間らしく働くことができるよう運動をさらに広げることを確認しました。（北九州労健連 永野忠幸）

各地・各団体のとりくみ

民医連

**民医連・職員の健康を守る
交流集会を開催**

全日本民医連は、1月21日～22日第5回民医連職員の健康を守る交流集会を東京都内で開催しました。32県から149人が参加しました。



集会初日は『ノーリフティングポリシーの実践をすすめるために』を柱に、日本ノーリフティング協会代表の保田淳子氏が講演し、デモ機を使った体験も行いました。(写真)“ノーリフティング”については、2年前の集会で基礎的な考え方を学び、今回は実践的にさらに一歩進めるために体験を含めた学習を行ったものです。

民医連の実践として、滋賀民医連での「腰痛要治療者ゼロの取り組み」、福岡・千鳥橋病院、医療生協さいたま老健みぬまの取り組みが報告され、率直な悩みも交流されました。「リスクマネジメントの意義」「介護される側にとっても安心な方法」を再認識した、との感想が出されています。

2日目は筑波大学大学院の三木明子准教授から「医療機関における患者からの暴言・暴力の実態と対応」をテーマに講演を受けました。全日本病院協会調査では、「過去1年間の職員に対する院内暴力があり」は52.1%という深刻な実態があることに對し、院内暴力に対する管理体制と対策の整備状況はなかなか進んでいない実態が示されました。加害者に対しては「暴力を許さない」、被害者に対しては「あなたを守ります」という明確に示すことが必要であることが強調されました。

集会への問題提起では、「健康職場の7つの課題」①「健康職場づくりパンフ」学習の成果を実践に結びつける②「ノーリフティングが当たり前」を該当事業所すべてで進める③メンタルヘルス対策の一層の推進④二次精査・保健指導の徹底で職員の健康管理を確かなものにし、特に職員のガン死を防ぐ⑤産業医や衛生管理者など労働安全衛生の人材育成⑥職場の暴言・暴力・ハラスメント



ベッドサイドでの講師の説明に聞き入る参加者

被害の防止対策の具体的な作成⑦災害支援における支援者の健康障害の予防計画をたてる。被災地職員への支援を心にとめ取り組みを継続する)を提起、実践を呼びかけました。

(全国センター 岡村やよい)

北海道

慢性腰痛が労災認定される

札幌市内のステンレスを扱っている会社にフルパートで勤務していたIさんは、09年9月に40kgも含む重量物を運ぶ作業で、時間外は100時間を超えました。帰宅時、腰部に激痛が走り、椎間板ヘルニアと診断され、仕事を休みました。10日後、出社しましたが「前と同じ作業ができないから」と退職を促され、会社は雇用保険に入っていない、有給休暇もありませんでした。

会社のやり方の理不尽さに怒り、労組(ローカルユニオン「結」)に入りました。「結」では多くの人が会社から人間扱いされていず、苦しんでいることを知り、気持ちが楽になってきました。

そんな時、「いのけんセンター」に労災申請の相談をしました。何度か面談の上、「自己意見書」を書きあげ、2010年の年末に札幌中央労基署に申請しました。労基署に通い気持ちを伝えたのは7月が最後でした。

その後何の連絡もなく、あきらめの気持ちが強くなり、気落ちしていたところ、12月9日に「労災が認められた」と連絡が入りました。発症から2年3カ月、労災申請からちょうど1年が経過していました。

災害性の腰痛ではない、業務による慢性腰痛が労災認定されるのは希少であり、画期的な認定です。

Iさんは「連絡が入り心底うれしかったです。当然の権利を行使し、認められ、やってよかったと思っています」と喜びを語っています。

(「道センターにゆーす」No.325より転載)

大阪

辰年に龍王山へ

健康ハイキング第11回例会



今年最初の健康ハイキング(1月15日)は龍王山。山頂の広場で記念撮影

1月15日、今年最初の健康ハイキングは、辰年にちなんで龍の名がついた龍王山(奈良県天理市)に。

中学生の元気な男子2人を含めて13人が集まりました。山頂には戦国時代に城が築かれていたとあって、よく整備された木道が続いています。

山頂は城跡が広場になっていて展望はバッチリ。生駒山から金剛山まで一望です。昼食には温かい味噌汁もつくりました。

途中で女性たちは、野イチゴや三つ葉のクローバー狩りも、楽しい一日でした。

(「輝くいのち」No.130より転載)

**過労死防止基本法制定を求め
JR御茶ノ水駅など全国6か所で署名・宣伝**

過労死防止基本法制定に向けた100万人署名実行委員会が昨年の11月18日発足(全国センター通信2011年12月



御茶ノ水駅頭での署名活動(1月21日)

号既報)して以来、全国で署名が取り組まれています。署名の到達点は、過労死遺族の方が一人で数千筆の署名を集めるなどの奮闘があるものの、まだまだ初歩的段階です。そこで実行委員会は広く多くの人たちにアピールしようと全国一斉署名行動を提起しました。

1月21日に東京、名古屋、大阪、京都、神戸、岡山の全国6か所で署名活動が取り組まれました。

東京ではみぞれ交じりの雨が降る中、JR御茶ノ水駅頭で寒さをものともせず行きかう人たちに訴えました。そこには過労死を考える家族の会のメンバー、過労死弁護団の弁護士、「いの健」東京センターなどの支援組織、若者の労働問題に取り組むPOSEの青年など30人が参加しました。ぬいぐるみのカエル君も初登場。「長時間労働をなくし早くカエル そして家族そろって夕食を」とアピールしました。「大切な家族を過労死・過労自死で失う悲劇をなくすために署名にご協力を」の呼びかけに親子連れや学生が署名に応じてくれました。

当日はNHKが取材に来ており、全国ニュースとして放映されました。東京家族の会の代表中原のり子さんは、NHKの取材に応じて「私たちのような被害者を二度と作らないために、法律の制定に向けて活動を続けていきたい」と固い決意を表明しました。

全国センター加盟の労組、地方センターの署名推進に向けた奮闘が期待されています。

(東京センター 色部 祐)

“必ず勝たせよう” 最高裁前で宣伝

泉南アスベスト国賠訴訟

「国は、産業発展と国民の生命健康を天秤にかけて判断してよい。その基準からすれば、国に責任はなかった」。なんど考えてもおそろしい判断を示した、大阪泉南アスベスト国賠訴訟の大阪高裁判決。原告らはこの結果に心をうち砕かれましたが、全国の人々が励ましてくれました。「この判決を放置することはできません」。11月22日には、上告理由書と上告受理申し立て書を提出。上告代理人を務める弁護士はなんと1008人になりました。



最高裁(後ろの建物)へ公正な判決を要請した原告と支援する皆さん(1月27日)

1月に入り、最高裁の係属が第1小法廷と決まり、いよいよ最高裁にむけたたたかいははじまりました。27日朝8時。前々日の雪が道路の脇に寄せられて、まったく解けないままの寒いなか、大阪からの15人に加えて、いの健センター、公害総行動実行委員会に結集する人々、じん肺弁連やじん肺運動に参加する人達と共同の宣伝行動に、80人以上が集まりました。

その後、最高裁への申し入れを行い、原告らの手紙や、資料を手渡し、担当の書記官と懇談しました。

原告の佐藤さん、武村さんらは、「家族のために一生懸命働いてきた。ただそれなのにアスベストの病気で苦しんで死んだ。それを、『マスクをしなかった労働者が悪い』っていう判決は納得できない」と語り書記官はじっと聞き入りました。

弁護士、公害運動関係者、労働運動、じん肺支援の方々が順に、「泉南の高裁判決は、歴史を30年も、40年も逆戻りさせるものだ。私たちは、泉南のことを『わがこと』としてとらえている」と語りました。

最高裁への要請行動は、毎月一回を予定しています。(「泉南アスベスト国賠訴訟を勝たせる会」伊藤泰司)

最高裁への要請行動は、毎月一回を予定しています。(「泉南アスベスト国賠訴訟を勝たせる会」伊藤泰司)

シリーズ 相談室だより (61)

勝訴判決を認定基準の改善に

昨年8月19日付けで職業病認定対策室長は各労働局労災補償課長宛に「重篤な基礎疾患(内部障害)を有する労働者の過労死請求事案について報告するよう」事務連絡を出しました。これまでに3件が報告されているとのこと。これは、昨年7月21日に最高裁が国の上告を棄却し、マツヤデンキ小池勝則さんの過労死を業務上とした名古屋高裁判決が確定したことに伴う動きです。一昨年8月4日には「労災訴訟の対応の強化」として、「労災裁判で敗訴すれば行政運営に重大な支障を与える」として厚生労働省全体で勝訴に向けて対応する方針を示し

ました。労災裁判で不支給処分が取り消されれば、行政運営の変更をしなければならないことを国自体が認めているのです。小池裁判の成果も認定基準改正に結び付けなければなりません。

原爆症の認定では、裁判で8件も不支給処分取消判決が確定しているのに、認定基準の要件でもある「黒い雨の範囲拡大」を被爆から67年経た現在も、司法の判断や被災者や広島市の主張を有識者検討会が否定し続けています。

勝利判決を判決だけに終わらせず行政運営の改善に生かしていく取り組みの強化が求められています。

(東京センター 廣田政司)

インフォメーション

新たな「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」について

厚生労働省、精神障害による労災認定基準を定める

厚生労働省は精神障害による労災認定基準を新たに定め、昨年12月26日付けで、「心理的負荷による精神障害の認定基準」(基発1226第1号)(以下「認定基準」と「心理的負荷による精神障害の認定基準の運用等について」を各都道府県労働局長宛に通知しました。これは、先の11月に出された「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」(労災認定基準の要件等に関する背景や考え方が記述)をふまえたものです。

これで従来の精神障害の労災認定の指針であった「心理的負荷による精神障害の業務上外に係る判断指針」(基発第544号)(以下「判断指針」)は廃止されました。

「認定基準」の概要

新たな「認定基準」の概要は、「業務による心理的負荷(ストレス)の評価基準の改善」と「審査方法等の改善」にあります。

「評価基準の改善」では、まず「評価方法」は「判断指針」では出来事の評価と出来事後の評価による2段階で総合評価をしていたのに対し、「認定基準」では、出来事と出来事後を一つにした評価による1段階の総合評価になりました。

労災認定要因となる「特別な出来事」(これがあれば労災認定)は、「判断指針」では「極度の長時間労働」「生死に関わる事故への遭遇等心理的負荷が極度のもの」としていたのを、「認定基準」では「極度の長時間労働」を「月160時間程度の時間外労働」と明示しました。また、「心理的負荷が極度のもの」にセクハラ「強姦やわいせつ行為等」を例示しました。

労災認定要因となる「出来事具体例」は、「判断指針」では「心理的負荷評価表」には評価記載なしであったものが、「認定基準」では「心理的負荷具体例」に「強」「中」「弱」の評価を記載しました。

特に、労働時間に関しては「判断指針」では具体的な労働時間数について恒常的長時間労働を除き定めていませんでしたが、「認定基準」では「強い心理的負荷となる時間外労働時間数等」を記載しました。それは、「発病直前の連続した2か月間に1月当たり約120時間以上」、「発病直前に連続した3か月間に1月あたり約100時間以上」、「中」の出来事後に「月100時間程度」等を明示しました。また、「具体的出来事」の見直しで、「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」「2週間(12日)以上にわたって連続勤務をおこなった」等が認定要因の「具体的出来事」として掲載されました。

「評価期間」は、「判断指針」では「例外なく発病前おおむね6か月以内の出来事のみ評価」していたものが、

「認定基準」では「セクハラやいじめが長期継続する場合には6か月を超えて評価」としました。

「複数の出来事」がある場合は、「判断指針」では「一部を除き具体的な評価方法を定めていない」のを、「認定基準」では「具体的な評価方法を記載」しました。それは、「強+中又は弱」は「強」に評価する。「中+中は強又は中」、「中+弱は中」、「弱+弱は弱」で評価し、これらの場合は「近接の程度、出来事とその内容で総合判断」としてしています。

「発病者の悪化」は、「判断指針」では「既に発病していた場合には悪化したときであっても労災対象としない」としていたのを、「認定基準」は「発病後であっても特に強い心理的負荷で悪化した場合は労災対象とする」としました。

「審査方法等の改善」では、「医師の意見」による判断を「判断指針」では「精神科医の専門部会に全数を協議」していたのを、「認定基準」では「判断が難しい事案のみ協議」としてしました。それに「調査」を「判断指針」では「業務以外の要因の詳細な調査を行う」としていたものを、「認定基準」では「業務以外の要因の調査を簡略化」としてしています。

新たな「認定基準」をふまえて労災認定のとりくみを

全国センターは厚生労働省に対して精神障害の労災認定基準と認定行政改善に向けて2回にわたり要請交渉を行ってきました。それは「精神障害等認定指針改訂要請書」(2011年4月)と「精神障害の労災認定基準に対する改正要請書」(2011年9月)です。厚生労働省へは、過労死弁護団の意見書、パブリックコメントにも改正要請意見が多数寄せられました。

今回の新たな「認定基準」は、これらを「少々」は反映したのですが、まだ問題と課題は多いものです。全国センターは2月に厚生労働省の担当官から「認定基準」と「運用」についてレクチャーを受け、精神障害の労災認定の改善に向けてとりくみをすすめてゆきます。

現在、厚生労働省は労働局・労働基準監督署の行政担当官に向けて、「認定基準」「運用」の実務マニュアルの研修をすすめており、今後の労災認定行政ではこの「認定基準」と「運用」で精神障害の労災認定の判断がされます。

そのため私たちは、この新たな「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」「業務による心理的負荷評価表」、「心理的負荷による精神障害の認定基準の運用等について」、「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」をふまえて労災認定のとりくみ、認定基準や認定行政の問題も明らかにしながら、さらに改善に向けて努力してゆきましよう。

(全国センター理事 佐々木昭三)